

NPO法人日本健康運動指導士会正会員専用 講習会受講料割引クーポン利用規約

1. クーポンについて（概要）

- ・現在の年度会費をご入金いただいた方にクーポンを発行いたします。
 - ・当会が開催するクーポンの適用が指定された講習会を正会員の方が受講の際、1クーポンにつき、受講料から1,000円（税込1,100円）が割引されます。**一度使用されたクーポンの再使用は出来ません。**
- ※「3. クーポン利用が可能な講習会及びクーポン有効期限について」を合わせてご確認ください。

2. クーポンの発行について

- ・当会の正会員で、現在の年度会費をご入金いただいた方に会員証を発行いたします。その会員証にクーポン番号を付帯いたします。

毎月20日付けまでにご入金いただいた方へ、翌月上旬に会員証を送付いたします。

例：①2023年4月20日付けで年度会費入金の場合→2023年5月上旬に会員証発送予定

②2023年4月21日付けで年度会費入金の場合→2023年6月上旬に会員証発送予定

会員証発送月の下旬になりましても、会員証の到着が確認できない場合は、本部事務局までご連絡ください。会員証発送月の翌月以降で、会員証が見当たらないといった場合は、会員証の紛失と判断し、会員証は再発行扱いとさせていただきます。会員証の到着が確認できない方は、できるだけお早めにご連絡ください。※「6. 再発行について」も合わせてご確認ください。

- ・現在の年度以前の未納分の年度会費をご入金いただいた場合、前年度分の会員証（クーポン）は発行されません。（例：現在の年度が2023年の場合、2023年度中に前年度の2022年度分の未納会費をご入金いただいきましても、2022年度分の会員証及びクーポンは発行されません。）

3. クーポン利用が可能な講習会及びクーポン有効期限について

- ・「※クーポン利用対象」の記載があり、クーポンの有効期限内に開催される本部講習会及び支部研修会のみ利用可能です。健康運動指導士の更新必修講座はクーポン利用の対象外となります。（有効期限はクーポン番号の下に記載しております。）

4. 利用方法について

- ・1つのクーポン番号につき1講習会のみ利用可能です。**※1度使用されたクーポンの再使用は出来ません。**
- ・受講料入金後、既に利用済みのクーポンの利用が確認された場合、割引された金額分のご入金が必要となります。（ご入金を確認できない場合は、受講証明書は発行いたしません。）
- ・1つの講習会で、最大5つ（5年度分）までの**未使用**のクーポンが利用可能です。
- ・講習会受講の際、講習会申込用紙のクーポン番号記入欄に、8桁のクーポン番号を正確にご記入の上、お申込みください。（クーポン番号未記入、クーポン番号の誤記入、利用済みクーポン番号を記入の際は、正規の受講料をご請求いたします。）
- ・受講料入金後のクーポン利用は不可となります。

5. 退会した場合について

- ・退会された方が保有するクーポンは、クーポンの有効期限内であっても利用不可となります。

6. 再発行について（会員証を紛失した場合等）

- ・クーポンの再発行はできませんので、紛失しないようご注意ください。

※諸事情により会員証の再発行をご希望の場合、再発行手数料として 550 円（税込）が必要となります。

（再発行の会員証にクーポン番号の付帯はございません。）

7. その他、禁止事項等

- ・クーポンは、発行された会員証に記載のご本人のみ利用可能となります。他者への譲渡は出来ません。
- ・クーポンは、当会が指定した方法以外での利用（金品への交換等）は出来ません。
- ・本規約の内容は、変更される場合がございます。その際は、当会ホームページ等でお知らせいたします。

以上